
地球温暖化対策推進法改正によるJCM法制化と 指定実施機関の発足

日本政府指定JCM実施機構（JCMA）全体概要

（2025年6月1日時点）



- 改正地球温暖化対策推進法に基づき、JCMのプロジェクト登録からクレジット発行までの制度運営やパートナー国との調整等の事務を担う指定実施機関として、（公財）地球環境センターが指定された。
- 指定実施機関は、プロジェクト登録からクレジット発行までのJCMの制度運営やパートナー国との調整等に関する法令上の主務大臣の事務を担うとともに、効率的なプロジェクト実施のための取組を行う。
- JCMAが法律に基づき政府同等の権限を持つことにより、多数の国と同時に調整が可能となるとともに、クレジット発行までの事務をワンストップ化することで、JCM制度活用の効率化・迅速化を図る。

■ 名称：日本政府指定JCM実施機構

The Joint Crediting Mechanism Implementation Agency, designated by the Government of Japan

※通称は、「JCM Agency（JCMA）」

■ 運営：（公財）地球環境センター（東京都文京区本郷3-22-5 住友不動産本郷ビル7階）

■ 役員： 統括責任者 木村祐二、 事務局長 水野勇史

■ 体制： 制度運営グループ、プロジェクト推進グループ、理解参画促進チーム、総務グループ 計49名

■ 主務大臣： 環境大臣・経済産業大臣・農林水産大臣

■ 主な活動内容

- (1) JCMの制度運営（パートナー国との調整含む）
- (2) 国際協力排出削減量口座簿（JCM登録簿）の運営
- (3) JCMプロジェクトの手續支援及び管理プラットフォームの運営
- (4) 情報発信ウェブサイトの管理
- (5) 案件組成のための相談対応及び広報活動

- JCMAは、JCMの各プロセスに沿って、以下のような活動を行う。またJCM全般の促進や支援も行う。



(5) 案件組成のための相談対応及び広報活動

- 事業者からの相談への対応
- 国内シンポジウムや国際会議での情報発信

(1) JCMの制度運営・各種手続を遂行

- JCM合同委員会の事務局として各種手続(第三者機関(TPE)の認定、方法論承認、プロジェクト登録、クレジット発行)
- JCMのルール・ガイドラインの新規作成・改定案作成
- パートナー国の権限ある当局との調整及び合同委員会の運営
- 日本政府と新規パートナー国候補とのJCM構築の協議のサポート

(2) JCM登録簿の運営

- 口座の開設、クレジットの振替、記録事項証明書の発行、情報の開示等

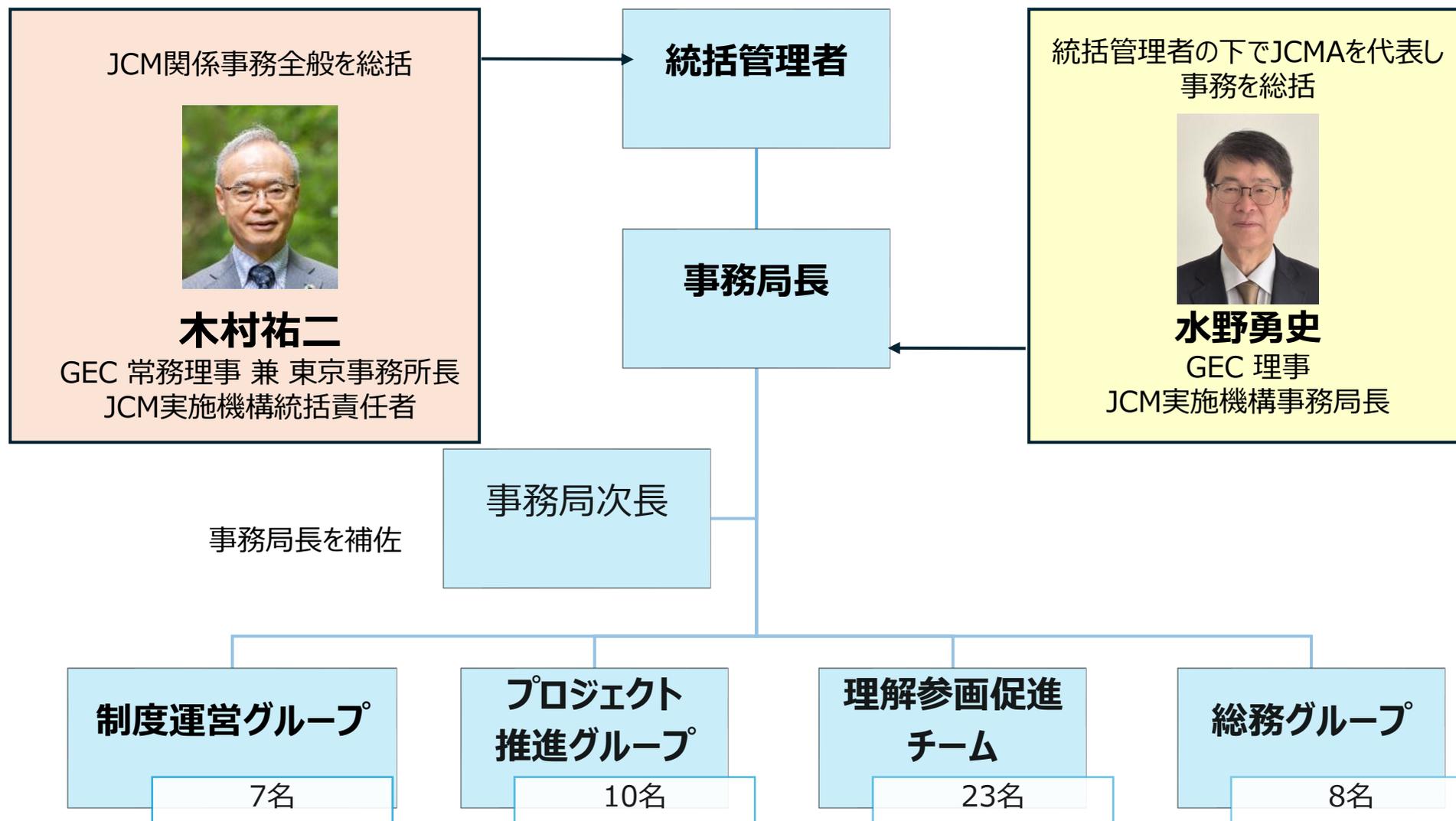
(3) JCMプロジェクト手続支援・管理プラットフォーム運営

- プロジェクト概要書(PIN)の作成、方法論開発、プロジェクト登録、クレジット発行の支援
- JCMクレジット発行に向け各プロジェクトの進捗状況を管理するプラットフォームの運営

(4) 情報発信ウェブサイトの管理

- JCMの公式ウェブサイトや登録簿関連情報、日本政府等によるJCMに関する最新情報を発信するウェブサイトを管理・運用

JCMA 組織体制図



活動内容(1)(2)(4)
JCMの制度運営・各種手続を遂行（パートナー国の権限ある当局との調整含む）、JCM登録簿の運営、情報発信ウェブサイトの管理

活動内容(3)
JCMプロジェクトの手続支援及び管理プラットフォームの運営

活動内容(5)
案件組成のための相談対応及び広報活動

活動内容(2)(4)
JCM登録簿、情報発信ウェブサイトのIT事務